

令和4年10月28日

## 第29回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 29 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年10月28日（金曜日） 午後 2 時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第39号 長岡市農業委員会会長の辞任に対する同意について
  - 日程第 3 長岡市農業委員会会長の互選について
  - 日程第 4 動議議案 長岡市農業委員会会長職務代理者の解任について
  - 日程第 5 長岡市農業委員会会長職務代理者の互選について
  - 日程第 6 議案第40号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第41号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第42号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第 7 報告第 8 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (24名) 別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 樺沢 仁、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、  
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、  
主事 原 成実、主事 土田 まりあ

開 会 (午後 2 時00分)

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

高橋会長 (あいさつ)

これより第29回総会を開催いたします。

欠席届は提出されておきませんので、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

高橋会長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、私において 3 番、岩本一男委員、4 番、諸橋昇一委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 39 号 長岡市農業委員会会長の辞任に対する同意について

高橋会長 日程第 2、これより審議に入ります。この案件は私が関連する案件でございます。委員の議事参与はできませんので、議長を職務代理者と交代いたします。

(高橋会長 退席)

(粉川会長職務代理者 議長席へ着席)

粉川会長職務代理者 議長を交代いたしました。

議案第 39 号 長岡市農業委員会会長の辞任に対する同意についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

小川次長 ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページをご覧ください。

令和 4 年 10 月 11 日付で、高橋会長より心臓の疾患により会長業務を継続することが困難なため、会長職を辞任したい旨の届出が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 13 条第 2 項において、会長を辞任するには農業委員会の同意が必要であることから審議いただくものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 39 号 長岡市農業委員会会長の辞任に対する同意についてを同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしという声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり同意することに決定いたします。

高橋委員の着席を求めます。

(高橋委員 自席へ着席)

粉川会長職務代理者 高橋委員にお伝えします。提出された辞任届について原案のと

おり同意することに決定いたしました。

粉川会長職務代理者 次に、ただいま高橋会長の辞任に対して、同意いただいたことにより会長職の席が空席となりました。

今後の会長の互選手続について事務局の説明をお願いします。

小川次長 ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は委員が互選した者をもって充てると規定されております。

互選については、互選会で互選することとなり、長岡市農業委員会互選規程第2条に、「会長または会長職務代理者の一方が欠けた場合には、30日以内に会長または職務代理者が招集することができる」となっており、委員の3分の2以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数により決定することとなっております。

また、互選に当たっては、互選に関する事務を管理する互選管理人1人を定めることとなっております。

以上です。

粉川会長職務代理者 ただいまの事務局の説明に基づき、本日、委員の3分の2以上の出席があることから、私において引き続き長岡市農業委員会会長の互選のための互選会を開催いたします。

互選会の準備のため、10分ほど休憩いたします。

( 休 憩 )

粉川会長職務代理者 再開いたします。

### 日程第 3 長岡市農業委員会会長の互選について

粉川会長職務代理者 日程第3、長岡市農業委員会会長の互選を行います。

それでは初めに、互選管理人を指名します。

互選管理人には、事務局の中村振興農政係長を指名し、互選の方法及び留意事項等について説明をお願いします。

中村互選管理人 農業委員会事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。ご指名により、互選管理人を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、投票の場合は、単記無記名によりまして最多得票者を会長に

決定いたします。

指名推選は、自薦、他薦を問いませんが、出席者全員の賛同を得ることが要件となります。複数の候補者が挙げた場合は、指名推選はできなくなります。お一人でも投票を主張されますと、指名推選ではなく投票となります。

投票となった場合は、自薦、他薦のあった者に限らず、委員全員の中から会長にふさわしい者の氏名を1名だけ記入していただきます。

粉川会長職務代理者 今ほど互選管理人から説明がありました。

自薦、他薦を問わず、会長に推薦された者が複数あった場合には、委員全員の中から適任者を選ぶ投票となり、推薦された者が1名のみの場合は、指名推選の方法によることができます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 それでは最初に、会長にふさわしい者として、ご自身を推薦する、もしくは特定の委員を推薦するという推薦はありませんか。

( 委員挙手 )

粉川会長職務代理者 中村委員。

中村正行委員 立候補させていただきます。よろしく申し上げます。

粉川会長職務代理者 ほかに立候補者いませんか。

( 委員挙手 )

粉川会長職務代理者 稲波委員。

稲波忠昭委員 立候補いたします。よろしく申し上げます。

粉川会長職務代理者 ほかに立候補・推薦はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 ほかに推薦はないものと認め、推薦された者が複数ありましたので、長岡市農業委員会互選規程に基づき、これより投票を行います。

議場を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

粉川会長職務代理者 ただいまの出席委員は24名です。

議長において、開票立会人に議席番号1番、多田委員、2番、吉川委員を指名します。

改めて、互選管理人から投票に関する留意事項を説明した後、投票を行います。

投票の準備をしてください。

中村互選管理人 投票の説明をさせていただきます。

投票は、単記無記名です。推薦のあった者にかかわらず、適任と判断する者の氏名を投票用紙にお書きください。また、これから申し上げるものは無効となりますのでご注意ください。所定の用紙を用いないもの。互選される者の氏名をゴム印等で記入し、自書しないもの。互選される者の氏名以外の事項を記載したもの。番号等の余計なものを書かないようにご注意ください。互選される資格のない者の氏名を記載したもの。2人以上の氏名を記載したもの。名字のみ、または名前のみを記載したもの。あちらに投票用紙の記載台を用意してあります。記載台に候補者のフルネーム貼り出してありますので、名前だけとか名字だけとかそのような記載にならないようにフルネームを書くようにご注意ください。以上のものが無効票となりますので、ご注意願います。

これより投票用紙を配付いたします。

( 投票用紙配付 )

粉川会長職務代理者 投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

粉川会長職務代理者 配付漏れはなしと認め、続いて投票箱の点検をお願いします。

( 投票箱点検 )

粉川会長職務代理者 投票箱に異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番、多田委員から順に記載台へお進みいただき、記入、投票をお願いします。

( 投票 )

粉川会長職務代理者 投票漏れはありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

粉川会長職務代理者 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖解除 )

粉川会長職務代理者 これより開票を行います。

議席番号1番、多田委員、議席番号2番、吉川委員は開票の立会いをお願いします。

( 開票 )

粉川会長職務代理者 それでは、互選管理人から結果を報告願います。

中村互選管理人 投票の結果を申し上げます。

投票総数 24票、

有効投票 23票、

無効投票 1票でございます。

有効投票のうち、

稲波忠昭委員 14票、

中村正行委員 9票でございます。

粉川会長職務代理者 報告のありましたとおり、最多得票の稲波委員が会長に決定いたしました。

これより会長就任の手続を行いますので、稲波委員は正面にお越しく  
ださい。

会長に選出された稲波委員よりご挨拶をお願いします。

稲波会長 (あいさつ)

粉川会長職務代理者 それでは、会長が就任されましたので、議長を交代します。皆様のご協力誠にありがとうございました。

(粉川会長職務代理者 自席に着席)

(稲波会長 議長席へ着席)

稲波会長 議長を交代いたしました。

審議に入る前にお伝えします。会長の互選により検討委員会役員が立候補されたことにより、役員の席が空席となりましたので、総会終了後に検討委員会にて互選会を開催します。

これより日程4の議題に入りますが、よろしいでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

櫻井正広委員 次の議事に入る前に私のほうから緊急動議を1件提案させていただきます。

今回、新会長が決まりましたので、現在選任されている運営委員会の委員、会長を除く全員の解任を提案しますので、決議くださるようお願いいたします。

理由は、それぞれの委員の皆さんは高橋前会長の下に選任をされております。当然皆さんしっかり高橋会長を支えてこられたということは私

も理解しておりますが、本日新会長が決定されたことによって、今後は新会長のお考え、例えば農業委員会の運営方針、それらに基づいた中できちっと再度そういった委員の皆様を決定するのが通常考え方と私思います。よって、ここに新会長を除いた運営委員会委員全員の解任動議を提案します。よろしく願いいたします。

以上です。

稲波会長

ただいま櫻井委員から新会長を除く運営委員会委員の解任を求める動議が出されました。

皆様にお諮りする前に、委員の動議についての進め方について、事務局の説明を求めます。

小川次長

ご説明申し上げます。

動議が出された場合は、長岡市農業委員会会議規則第9条で出席委員の2分の1以上の同意で、議案として審議することができるとなっております。このため、出された動議案件を議案とすることに対し、出席委員の同意が必要となり、2分の1以上の同意で、日程に追加し審議することとなります。2分の1以上の同意が得られない場合は、審議しないこととなります。審議することになった場合には、議事参与案件となるため、運営委員会委員を除く委員によって動議を上げた委員より理由を述べていただき、審議していただきます。

運営委員会委員とは、会長、会長職務代理者、検討委員会6名の役員をもって構成され、必要に応じて会長が中立委員を加えることができることとなっており、現在は中立委員を含め9名となっています。

なお、辞任された高橋前会長と先ほどの会長の互選で選ばれた稲波会長、あと会長の互選に立候補された中村農地対策委員長の方は、立候補された時点で検討委員会役員の職を辞したものとなり、議案となった際には審議の対象外となり、動議案件審議への参加が可能となります。

また、会長職務代理、検討委員会の役員は、委員による互選で選ばれることとなっているため、新たに互選を行う必要があります。しかし、中立委員は、必要に応じて会長が加えることができることから、新会長が再度必要とすれば加えることが可能です。

以上です。

( 質疑応答 )

稲波会長            それでは、議長の判断で行わせていただきます。

今回、櫻井委員から運営委員会委員の解任を求める動議が出されましたが、会長職務代理者の解任動議の賛否はここで諮ります。それから、ほかの運営委員会委員の解任動議は検討委員会で話し合っただけで決めていただくということにいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

稲波会長            それでは、お諮りいたします。

櫻井委員から出された会長職務代理者の解任について、審議することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 ）

稲波会長            挙手14名、出席委員の2分の1以上の同意がありましたので、よって櫻井委員の動議を日程に追加し、審議することといたします。

（ 質疑応答 ）

稲波会長            それでは、審議に入る前に櫻井委員の発言を求めます。

櫻井正広委員      皆さん、今回の会長の辞任に当たり、いろいろな文書が飛び交いました。はっきり私のところにも幾つかいただいております。その中で私一番これは問題だなと思ったのが、4名の方の連名で高橋信昭長岡市農業委員会委員の罷免請求というのがあります。確かに法律上は11条履行に基づいて問題がある方へは請求はできるとなっております。ただ、この案件を総会にも諮らず、4人の連名で農業委員失格だから罷免請求をすると、こういう行為が本当に許されるのか。それをもしやるのであれば、事前に総会の席でそれこそ先ほど来言われているようにきちっと議論をした上で承認を受けてやるべきではないですか。4人の方々は、どういう意図でそれをでは出そうと画策をされたのですか。私は、それだけは許せないことから動議を出させていただきました。

（ 質疑応答 ）

稲波会長            会長職務代理者は、弁明がありましたらお願いいたします。

粉川会長職務代理者      弁明することはない。

稲波会長            それでは、櫻井委員の動議に関して採決をさせていただきますので、粉川会長職務代理者は、退席をお願いいたします。

(粉川会長職務代理者 退席)

稲波会長 それでは、櫻井委員から出された動議について採決に移ります。賛成する方の挙手を求めます。

( 挙 手 )

稲波会長 14名。過半数超えましたので、会長職務代理者の解任についてを決定させていただきます。

では、粉川会長職務代理者を呼んでください。

(粉川会長職務代理者 自席へ着席)

稲波会長 粉川会長職務代理者にお伝えいたします。櫻井委員から提出された会長職務代理者の解任動議について、賛成14、反対9で可決されました。

会長職務代理者が欠員になりましたので、会長職務代理者の選任をしたいと思います。

互選の手続について事務局の説明を求めます。

小川次長 ご説明申し上げます。

会長職務代理者の互選については、先ほどの日程第3の会長の互選と同様で、30日以内に会長が招集し、委員の3分の2以上の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数により決定することとなります。

また、互選会の開催や進め方は、会長の互選と同様、日程第3と同じとなります。

稲波会長 ただいまの事務局の説明に基づきまして、本日委員の3分の2以上の出席があることから、引き続き会長職務代理者の互選会を開催いたします。

互選会のため、5分ほど休憩いたします。

( 休 憩 )

稲波会長 再開します。

日程第 5 長岡市農業委員会会長職務代理者の互選について

稲波会長 日程第5、長岡市農業委員会会長職務代理者の互選を行います。

それでは初めに、互選管理人を指名します。

互選管理人には、事務局の中村振興農政係長を指名し、互選の方法及

び留意事項について説明をお願いいたします。

中村互選管理人 農業委員会事務局の中村です。ご指名により、互選管理人を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、投票の場合は、単記無記名によりまして最多得票者を当選者に決定いたします。

指名推選は、自薦、他薦を問いませんが、出席者全員の賛同を得ることが要件となります。複数の候補者が挙げた場合は、指名推選はできなくなります。お一人でも投票を主張されますと、指名推選ではなく投票となります。

投票となった場合は、自薦、他薦のあった者に限らず、委員全員の中からふさわしい者の氏名を1名だけ記入していただきます。ただし、稲波新会長のお名前は隠してありますので、それ以外の方の名前をお書き願います。

稲波会長 今ほど互選管理人のほうから説明がありました。

自薦、他薦を問わず、会長職務代理者に推薦された者が複数あった場合には、全員の中から適任者を選ぶ投票となります。推薦された者が1名のみの場合は、指名推選の方法によることができます。よろしいでしょうか。

それでは、会長職務代理者に自薦、他薦がありますが、立候補者あるいは推薦者がありましたらお願いいたします。

( 委員挙手 )

稲波会長 安達委員。

安達隆幸委員 11番、安達と申します。会長職務代理者の件ですけれども、前会長が自分のせいで辞任するというようなことから、今後の農業委員会ほうまくやってくださいねという言葉があったかと思います。そうしたところで、今回稲波さんが会長に就任されましたので、私も3期務めておりますけれども、そういった中から経験豊富なことで諸橋昇一さんを推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

稲波会長 はい、分かりました。

( 委員挙手 )

堀 徳太郎委員 私、立候補します。

稲波会長 5番の堀委員も立候補ということですので、ではほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長 ないようです。会長職務代理者には諸橋昇一委員と堀徳太郎委員の2名の立候補ですので、投票により決めさせていただくことになります。準備をお願いします。議場を閉鎖します。  
( 議場閉鎖 )

稲波会長 ただいまの出席委員は24名です。議長において、開票立会人に1番、多田委員、2番、吉川委員を指名します。改めて、互選管理人から投票に関する留意事項を説明した後、投票を行います。投票の準備をしてください。

中村互選管理人 先ほどの会長選挙の注意事項と同様になります。投票は、単記無記名です。推薦のあった者にかかわらず、適任と判断する者の氏名を投票用紙にお書きください。また、これから申し上げますものは無効となります。所定の用紙を用いないもの。互選される者の氏名をゴム印等で記入し、自書しないもの。互選される者の氏名以外の事項を記載したもの。互選される資格のない者の氏名を記載したもの。2人以上の氏名を記載したもの。名字のみ、または名前のみを記載したもの。以上は無効票となります。これより投票用紙を配付いたします。  
( 投票用紙配付 )

稲波会長 投票用紙、全員配りましたでしょうか。配付漏れはないと認めます。投票箱の点検をお願いいたします。  
( 投票箱点検 )

稲波会長 投票箱に異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。議席番号1番、多田委員から順次記載場のほうへ行きまして、投票、記入をお願いいたします。  
( 投票 )

稲波会長 投票漏れはないでしょうか。  
( 「なし」と呼ぶ者あり )

稲波会長 投票漏れなしと認め、投票を終了します。議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖解除 )

稲波会長 これより開票を行います。

議席番号1番、多田委員、議席番号2番、吉川委員は開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

稲波会長 ただいまより互選管理人から結果の報告をお願いいたします。

中村互選管理人 投票の結果を申し上げます。

投票総数 24票、

有効投票 23票、

無効投票 1票でございます。

有効投票のうち、

諸橋昇一委員 15票、

堀徳太郎委員 8票。

以上でございます。

稲波会長 報告のとおり、最多得票の諸橋委員が会長職務代理者に当選されました。

これより会長職務代理者就任の手続を行いますので、諸橋委員は正面にお越しください。

会長職務代理に選出されましたので、ご挨拶をお願いいたします。

諸橋会長職務代理者 (あいさつ)

稲波会長 会長職務代理者ありがとうございました。総時間で2時間弱この日程にかかりました。これに引き続き次の日程に入りたいと思いますが、その間、5分間休憩いたします。

( 休 憩 )

稲波会長 再開いたします。

日程第 6 議案第40号 農地法第3条の許可申請について

稲波会長 日程第6、これより審議に入ります。

議案第40号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

なお、3番から6番は吉川勇委員の関係する案件でありますので、まずその件を除いて事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

まず初めに、新会長が選任されましたので、議案書内の会長名は全て新会長名ということで読み替えてください。

議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は10件でございます。1、2、7、8番は売買による所有権移転、9、10番は贈与による所有権移転であります。なお、8番については許可後の経営面積が50アール未満でございますが、栃尾地域の下限面積は20アールですので問題はございません。

以上につきまして、担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

稲波会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

稲波会長

質問・意見がありませんので、採決に入ります。

議案第40号 農地法第3条の許可申請について、3番から6番を除き許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続いて、3番から6番について審議します。この案件は、吉川勇委員の関係です。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を求めます。

(吉川委員 退席)

稲波会長

農地法第3条の許可申請について、3番から6番について事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

3から6番は売買による所有権移転であります。

本事案は、吉川委員本人への売買であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

稲波会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

稲波会長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第40号 農地法第3条の許可申請について、3番から6番を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員 着席)

稲波会長

吉川委員にお伝えします。

3番から6番を原案のとおり許可することと決定いたしました。

議案第41号

農地法第4条の許可申請について

稲波会長

議案第41号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

議案書の7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域4件、和島地域1件、川口地域1件の6件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において10月18日までに現地確認を実施しております。

1番、町田町の田について、駐車場敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

2番と3番は関連した案件になります。2番、寺宝町の田について、農家住宅建築敷地として利用するものです。工期は令和4年11月15日から令和5年3月31日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、寺宝町の田について、農作業所、農業用倉庫建築敷地として利

用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、高野町の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は、後ほど説明する農地法第5条許可申請の3番とも関連しております。

5番、日野浦の田について、農家住宅及び農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、西川口の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は西川口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

稲波会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

稲波会長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第41号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第42号

農地法第5条の許可申請について

稲波会長

議案第42号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

広沢係長

事務局の説明を求めます。

ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、越路地域1件の4件でございます。

1番、上条町の田について、物置建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、越路中沢の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は令和4年11月10日から令和5年2月20日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番、高野町の畑について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の4番とも関連しております。農家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は令和4年11月10日から令和5年4月30日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、滝谷町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に岡南小学校と岡南中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準とも満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

稲波会長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

稲波会長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第42号 農地法第5条の許可申請について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について

稲波会長

議案第43号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の12ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で14件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が3件、使用貸借権設定が2件、賃借権移転が9件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは6件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が6件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは3件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が3件となっています。

なお、詳細内容についてはお配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計23件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしく

ご審議のほどお願いします。

稲波会長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

稲波会長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲波会長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 7

報告第8号 農地法の届出通知等について

稲波会長

日程第7、報告第8号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について1件を14ページに、5条の届出について21件を15から18ページに、農地法の適用を受けない事実確認7件を19、20ページに、18条の合意解約について8件を21、22ページに、利用権の解約について13件を23から25ページに、中間管理権の解約について3件を26ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上です。

稲波会長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第29回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後4時25分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年10月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">24</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 30%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td>人</td> <td>岩本一男 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td></td> <td>人</td> <td>諸橋昇一 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	24		人	議事録署名委員	欠席委員	人	0		人	岩本一男 委員		計	24		人	諸橋昇一 委員
出席委員	人	24		人	議事録署名委員																		
欠席委員	人	0		人	岩本一男 委員																		
	計	24		人	諸橋昇一 委員																		